

部活動の運営方針

令和6年4月1日
鹿嶋市立鹿野中学校

1 方針の趣旨

本方針は、本校の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、茨城県「部活動の運営方針（改訂版）」（令和4年12月）及び「鹿嶋市部活動の運営方針」（令和5年1月）に基づいて定める。

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努める。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないよう留意する。
- 国からの通知・提言並びに茨城県「部活動の運営方針（改訂版）」、及び「鹿嶋市運営方針（令和5年1月）」に則り、部活動の適切な運営及び指導に係る体制構築に努め、今後の地域移行を視野にいれながら、部活動の位置付けや運営について果敢な見直しを行う。

2 部活動の運営方針

(1) 適切な活動時間の設定等

① 活動時間の上限の遵守

- ・ 1日当たり、1週間当たりの上限は次のとおり。（練習試合や大会等の当日を除く。）

1日当たりの上限		週計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

- ・ 上限の範囲内で、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定する。
- ・ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振り替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- ・ 長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

② 朝の活動の原則禁止

- ・ 原則として朝の活動は行わない。（特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。）
※特例：大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り替える必要がある場合（大会1か月前から無条件で朝の活動を実施するような活動は、生徒の心身の健康を守る観点から実施しない。）

③ 休養日の設定

- ・ 次のとおり、週当たり3日以上休養日を設けることを基本とする。

平日	休日（土・日）	週計
2日以上	1日以上	3日以上

- ・ 生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振り替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合は、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。
- ・ 定期試験等の実施前2日間を部活動休養日として設定する。
- ・ 長期休業中においても、表のとおり休養日を設定する。（長期休業期間中に、1週間以上の連続した休養期間を設定する。）

④ 学校単位で参加する大会

- ・ 大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- ・ 毎月、活動計画を作成し、配付する。

(2) 適切な運営体制の構築

①生徒による主体的な企画・運営の導入

- ・部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。
- ・部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証できるような体制の構築に努める。

②費用負担、部活動の位置づけの見直し

- ・部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- ・体育文化後援会費から部活動に係る費用を充当する場合は、部活動未加入生徒とその保護者に対し十分に配慮した取扱いをする。
- ・地域移行期において、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないように配慮する。

③リスクマネジメントのための取組

- ・運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ・文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

④熱中症の予防

- ・生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。熱中症警戒アラート発令時は、活動前、活動中にそれぞれの活動場所において熱中症計で計測する。

※WBGT31以上 …

屋外での活動は原則として行わない

※気温31℃以上WBGT28以上 …

原則20分練習、10分休憩等の激しい運動制限
頻繁な塩分や水分の補給

- ・やむを得ない事情により大会や練習試合等に参加したり、練習を実施する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

⑤事故、体罰、ハラスメントの防止

- ・部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

⑥方針・計画・実績の公表

- ・「県運営方針」及び「市運営方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定する。
- ・次の計画及び実績を作成し、学校ホームページへ掲載し公表する。

活動計画【毎月】 活動予定日時と場所、休養日、大会参加日時等
活動実績【毎月】 活動した日時と場所、休養日、大会参加日時等

(3) 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

①多様な志向への対応

- ・シーズン制の導入等により、地域での活動も含めて、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。

②誰もが参加できる活動の工夫

- ・運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。